

Relationship

JTSU-E Shinagawa Mail News



JTSU-E 品川支部

JR EAST TRANSPORT SERVICE WORKERS UNION-SHINAGAWA

2020.5.8
NO.066

申10号

2020年度夏季手当に関する
申し入れを行う！（5月8日）

基準内賃金の

2.7箇月 + 5万円

JR東日本グループで
働く全ての従事者に
「危険有害業務」への
特別手当として

医療関係従事者 10万円

その他従事者 5万円

を要求！！

【要求項目】

1. 2020年度夏季手当については、基準内賃金の2.7箇月分+5万円とすること。
2. 新型コロナウイルス感染症を避けることができない「危険有害業務」でありながらも社会的使命の中で奮闘しているJR東日本グループで就労するすべての従事者に対して「特別手当」の支給を行い、その労に報いること。なお、医療関係従事者に対しては10万円、その他従事者に対しては5万円とすること。
3. 支払指定日は、6月30日までとすること。



高い感染リスクの中、大きな社会的使命を担い奮闘する
現場の労に報いた「要求満額回答」を実現するために、
会社との議論を尽くします！